

第4回
心身障害者扶養保険検討委員会
資料

目 次

	頁
○ 見直しの基本的な考え方とその方向	1
○ 具体的な見直し案	4
1. 年金給付等の水準（案）	5
2. 保険料の水準（案）	6
3. 公費による財政支援（案）	7
4. 今後の運営のあり方（案）	9
5. 今後のスケジュール（案）	10
 (参考)	
○ 見直し案の財政収支等の見通し	12

見直しの基本的な考え方とその方向

<見直しの基本的な考え方>

- ① 制度創設後、障害基礎年金制度の導入など、障害者の所得保障をめぐる状況は大きく変わっているが、親亡き後の障害者の生活を支える一定の役割を果たしていることを考慮し、制度を継続すること。
- ② 今後、任意加入の制度として財政が安定するよう制度設計するとともに、定期的に財政を検証し、必要な見直しを行うこと。

<見直しの方向>

1. 年金給付等の水準について

- ① 年金給付の水準については、今回の見直しに当たっては、現行の月額2万円を維持する。
- ② 弔慰金及び脱退一時金の水準については、新たに設定する保険料水準を踏まえて設定する。

2. 保険料水準について

- ① 保険料水準については、本制度が任意加入の制度であることにかんがみ、保険数理に基づいて現時点の諸条件に見合った適正な水準に設定する。なお、既加入者については、大幅な引上げにならないよう一定の配慮を行う。
- ② 長期的な運用利回りが財政に与える影響が大きいことから、実態を踏まえつつ、制度の安定的な運営を考慮した予定利率を用いて制度設計を行う。
- ③ なお、本制度の社会的意義にかんがみ、引き続き、付加保険料(保険会社の事業経費として徴収される保険料)は徴しない。

3. 公費による財政支援について

- ① 国は、条例準則等を地方公共団体に対し提示するなど、制度の安定的な運営に関し、障害者の福祉を増進する立場から一定の役割を果たす責任がある。また、地方公共団体は、制度の実施主体として条例に基づき心身障害者に対し年金を支給する責任を有している。
平成8年の見直しにおいては、このような考え方のもとに公費の投入を行ったところである。
- ② 今回の見直しにおいては、経済情勢の変化等による運用利回りの低下、障害者の寿命の伸長等前回見直し後の止むを得ない事情に対応するため、平成8年の見直しと同様の考え方に立ち、現在ある積立不足に対し、現在予定されている平成27年度以降も国と地方公共団体で分担して、2分の1ずつ公費を投入する。
- ③ 本制度は任意加入の制度であり、給付に必要な費用は加入者本人の保険料で賄うことが基本であることから、公費投入については、制度を長期にわたって安定的に持続して運営するために必要な最低限度なものとする。

4. 今後の運営のあり方について

- ① 制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、社会経済状況に即した適宜適切な見直しを行う。
- ② 年金資産の運用の更なる改善を図り、安定的かつ効率的に運用する。

5. 施行時期

平成20年4月

具体的な見直し案

1. 年金給付等の水準(案)

- ① 年金給付の水準については、現行の月額2万円を維持する。
- ② 弔慰金及び脱退一時金の水準については、新たに設定する保険料水準を踏まえて下記のように設定する。

弔 慰 金	加入期間	新規加入者	既加入者	現行弔慰金
	年以上 年未満 1 ~ 5	万円 5	万円 3	万円 2
	5 ~ 20	12.5	7.5	5
	20 ~	25	15	10
脱 退 一 時 金	加入期間	新規加入者	既加入者	現行脱退一時金
	年以上 年未満 5 ~ 10	万円 7.5	万円 4.5	万円 3
	10 ~ 20	12.5	7.5	5
	20 ~	25	15	10

2. 保険料の水準(案)

加入時年齢	新規加入者		既加入者		現行保険料 月 額	保険料区別加入者数 (平成17年度末)	
	保険料月額	現行保険料に 対する比率	保険料月額	現行保険料に 対する比率		延人員	構成割合
歳以上 歳未満	円	倍	円	倍	円	延人員	%
～35	9,300	2.7	5,600	1.6	3,500	5,760	6.0
35～40	11,400	2.5	6,900	1.5	4,500	10,948	11.5
40～45	14,300	2.4	8,700	1.5	6,000	13,245	13.9
45～50	17,300	2.3	10,600	1.4	7,400	9,720	10.2
50～55	18,800	2.1	11,600	1.3	8,900	5,245	5.5
55～60	20,700	1.9	12,800	1.2	10,800	4,192	4.4
60～65	23,300	1.8	14,500	1.1	13,300	4,480	4.7

※ 予定利率については1.5%とする。加入者の死亡率については「標準生命表2007」、障害者の死亡率については実績等を用いる。既加入者については、現行保険金額に見合う保険料とし、不足する分は公費投入により対応。

(注1) 加入者数は、「2口加入」分を含めた延べ人員数(平成17年度末において実人員で67,591人、延べ人員で95,311人)。

(注2) 加入者数の構成割合は、保険料納付を免除されている加入者を含む全加入者数(95,311人)に対する構成割合。

(注3) 保険料納付を免除されている加入者数は平成17年度末において41,721人(43.8%)(65歳に達し、20年継続加入した者は保険料が免除される仕組みとなっている。)

3. 公費による財政支援(案)

- ① 受給者については、年金給付費に不足する分に対して、既加入者については、過去の積立不足分及び年金給付費に不足する分に対して、公費投入を行うこととする。
- ② 公費については、現行の投入規模を維持し(国と地方公共団体で2分の1ずつ)、投入期間を延長することにより対応する。
(現在予定している平成27年度から、平成62年度まで延長となる見込み。)
- ③ 国においては、福祉医療機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとする。
- ④ 各地方公共団体の負担については、改正時点(平成19年度末)の各地方公共団体の加入者数・受給者数(延人員)等による按分をベースに、各地方公共団体の負担額の増減を緩和する観点から現行の負担額との差分を1/2とする。

注1. 現行は平成7年12月末時点の各地方公共団体の加入者数・受給者数(延人員)等に応じて按分。

注2. 各地方公共団体負担額は、当面5年間固定し、少なくとも5年ごとに行う見直しの際には、改めてその時点の加入者数等の状況を勘案し見直す。

(参考) 公費投入の見通し

現行の公費投入の見通し

(単位:億円)

平成	公費計①		
		保険収支 (生命保険会社)	年金収支 (福祉医療機構)
20 (2008)	92	46	46
21 (2009)	92	46	46
22 (2010)	92	46	46
23 (2011)	92	46	46
24 (2012)	92	46	46
25 (2013)	92	46	46
26 (2014)	92	46	46
27 (2015)	69	34.5	34.5

見直し案における公費投入の見通し

(単位:億円)

平成	公費計②			追加分 ②-①
		保険収支 (生命保険会社)	年金収支 (福祉医療機構)	
20 (2008)	92	46	46	—
21 (2009)	92	46	46	—
22 (2010)	92	46	46	—
23 (2011)	92	46	46	—
24 (2012)	92	46	46	—
25 (2013)	92	46	46	—
26 (2014)	92	46	46	—
27 (2015)	92	46	46	23
28 (2016)	92	46	46	92
29 (2017)	92	46	46	92
30 (2018)	92	46	46	92
31 (2019)	92	46	46	92
32 (2020)	92	46	46	92
33 (2021)	92	46	46	92
34 (2022)	92	46	46	92
35 (2023)	92	46	46	92
36 (2024)	92	46	46	92
37 (2025)	92	46	46	92
38 (2026)	92	46	46	92
39 (2027)	92	46	46	92
40 (2028)	92	46	46	92
41 (2029)	92	46	46	92
42 (2030)	92	24	68	92
43 (2031)	92	—	92	92
44 (2032)	92	—	92	92
45 (2033)	92	—	92	92
46 (2034)	92	—	92	92
47 (2035)	92	—	92	92
48 (2036)	92	—	92	92
49 (2037)	92	—	92	92
50 (2038)	92	—	92	92
51 (2039)	92	—	92	92
52 (2040)	92	—	92	92
53 (2041)	92	—	92	92
54 (2042)	92	—	92	92
55 (2043)	92	—	92	92
56 (2044)	92	—	92	92
57 (2045)	92	—	92	92
58 (2046)	92	—	92	92
59 (2047)	92	—	92	92
60 (2048)	92	—	92	92
61 (2049)	92	—	92	92
62 (2050)	10	—	10	10

注1) 運用利回りを保険収支1.5%、年金収支2.8%とした。

注2) 公費計を国と地方とで折半(地方においては見直し時点の既加入者及び受給者に応じて負担)。

注3) 既加入者・受給者の現在ある積立不足に対しては、公費を投入することとするが、公費投入の見通しについては、一定の前提に基づいたものであり、今後、実際の運営状況によって期間は変りうる。

4. 今後の運営のあり方(案)

- ① 本制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、財政の健全性を検証するものとし、その検証結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、社会経済状況に即した適宜適切な見直しを行うこととする。
- ② 年金資産の運用については、長期的な運用利回りが財政に与える影響が大きく、また、財政状況を早期に安定化させる必要があることから、財政見通しを作成する上での前提条件として、年金資産の運用利回りを2.8%とする。
また、年金資産の運用について、いわゆる5:3:2規制の廃止等を行い、長期的に維持すべき資産構成割合を定めて運用におけるリスク管理を行うなど、資産運用体制を確立し、資産運用の更なる改善を図り、安定的かつ効率的に運用することとする。
- ③ 福祉医療機構の今後の中期目標において、以下の事項を盛り込むことを検討する。
 - ・ 扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効果的な運用に努めること。
 - ・ 運営のあり方については、毎年度、財政の健全性を検証するものとし、その検証結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について見直すこと。
 - ・ 年金資金の運用については、更なる改善を図り、安定的かつ効率的な運用を行うこと。

(注) 中期目標とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第29条第1項の規定に基づき、主務大臣が、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、当該独立行政法人に指示するものである。

5. 今後のスケジュール(案)

9月	検討委員会の意見とりまとめ
10月	自治体説明会(条例準則等)
12月 (又は2月)	自治体議会(条例改正)
3月 4月	機構へ中期目標を指示 新制度施行(東京都加入)

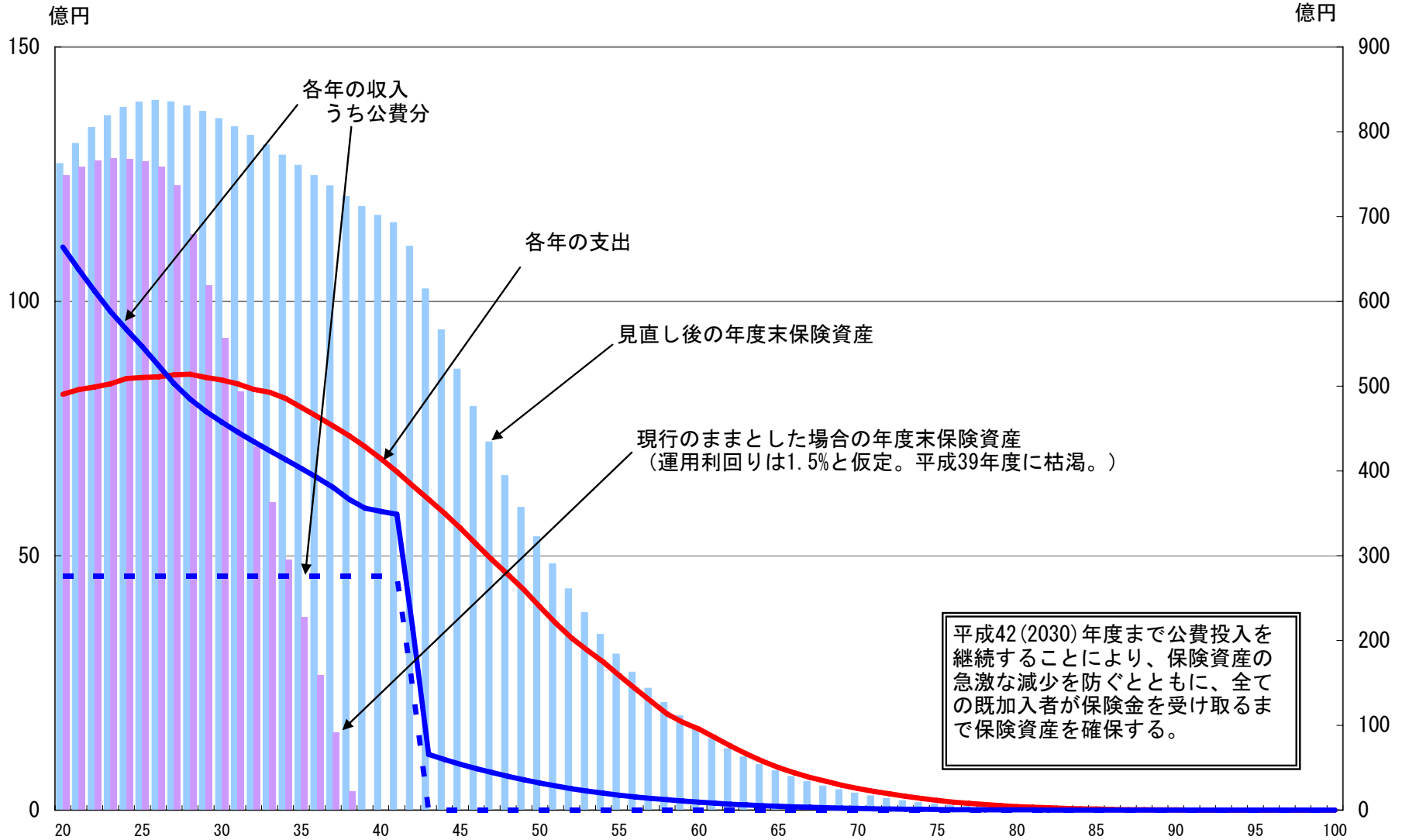
参 考

(参考1)

各年の収入 (折線グラフ)
各年の支出

見直し案の財政収支等の見通し (保険収支)

年度末保険資産
(棒グラフ)



(注1) 保険収支 (生命保険会社) についての、制度改正前の既加入者についての見通しである。

(注2) 見直し案の運用利回りは1.5%を仮定。

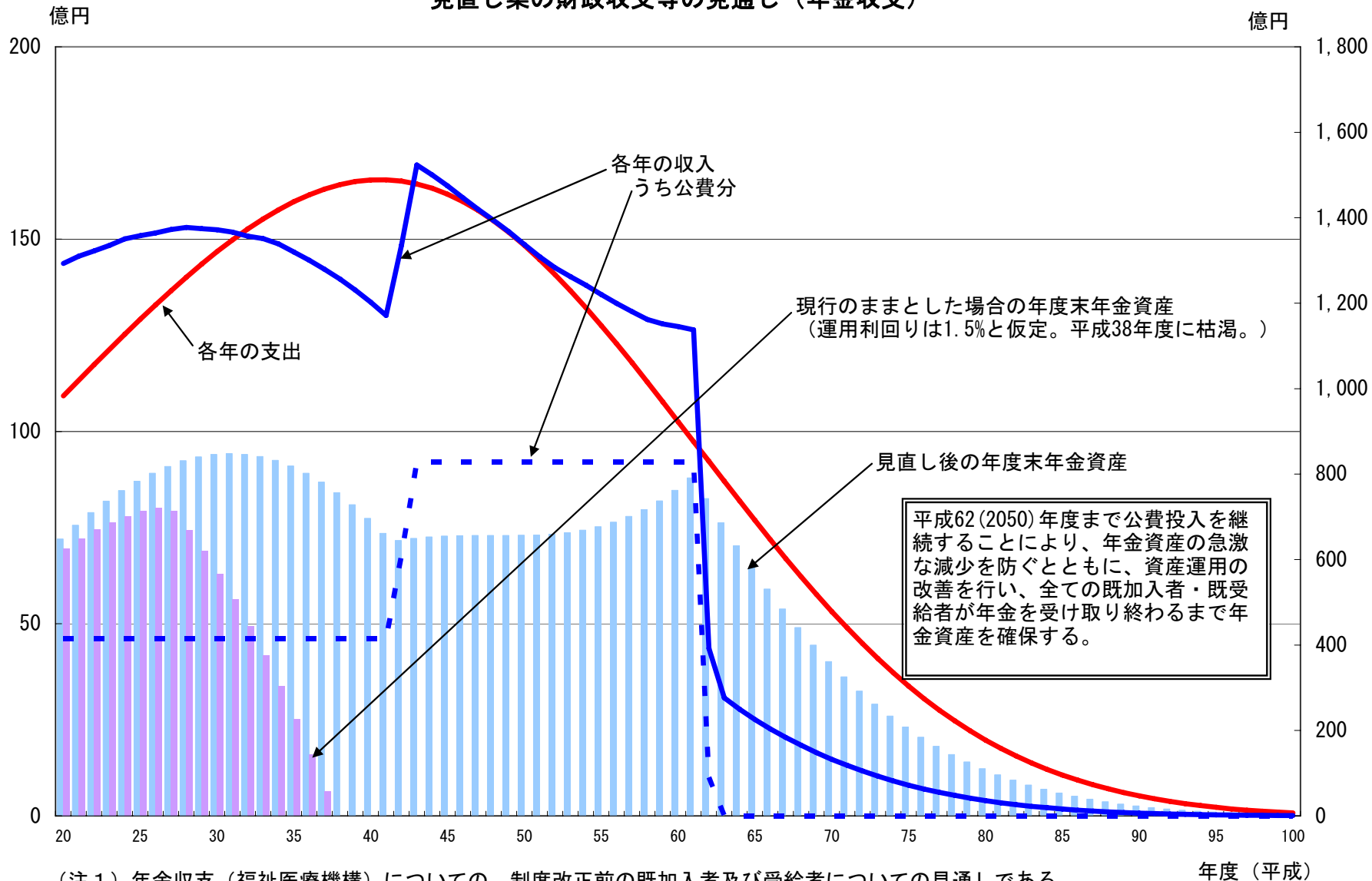
年度 (平成)

(参考2)

各年の収入 (折線グラフ)
各年の支出

年度末年金資産
(棒グラフ)

見直し案の財政収支等の見通し (年金収支)



(注1) 年金収支 (福祉医療機構) についての、制度改正前の既加入者及び受給者についての見通しである。

(注2) 見直し案の運用利回りは2.8%を仮定。